

令和8年4月17日

東京都知事 小池百合子 様

東京都議会自由民主党

幹事長 小松 大祐

### 軽油引取税の旧暫定税率廃止に伴う特別措置の実施に係る要望

軽油引取税の旧暫定税率については、令和8年4月1日に廃止され、税率は1リットルあたり32.1円から15.0円に引き下げられました。

軽油引取税は、軽油の販売事業者が特別徴収義務者として都道府県に代わって軽油の引き取りを行う納税義務者から代金と合わせて徴収するものであり、都は徴収した税額の2.5%にあたる金額を特別徴収義務者交付金として軽油の販売事業者に交付しています。

今回、旧暫定税率の廃止による税収減少に伴い、実務を支える交付金の大幅な減少が見込まれます。特別徴収義務者の作業量・事務負担・人員配置は従来と変わらないことに加え、人件費の上昇など、特別徴収義務者を取り巻く厳しい状況を考慮すると、現行の交付率のままでは、経営を更に厳しくさせ、安定的な特別徴収を困難にさせることとなります。

そのような中、令和7年12月26日付で総務省より各都道府県に対し、旧暫定税率の廃止による影響を勘案した交付率の水準が示されました。

軽油引取税の着実な確保のためには、特別徴収義務者である軽油の販売事業者が安定して事務を執行する環境が必要不可欠であり、また、販売事業者は、不正軽油撲滅に関する取組や災害時の緊急車両用燃料供給等においても都に献身的に協力してくれる重要なパートナーでもあります。

東京都議会自由民主党は、下記の事項について要望します。

### 記

令和8年度に徴収する軽油引取税に係る特別徴収義務者交付金の交付率について、販売事業者の実情を踏まえた必要な措置を講じること。

以上